

平成 18 年 12 月

(第 1 回)

京 都 府 教 育 委 員 会 会 議 録

1 開 会 平成18年12月25日 午後 3 時58分
閉 会 平成18年12月25日 午後 5 時 1 分

2 出席委員

藤 田 委 員 長 冷 泉 委 員 岩 田 委 員
大 橋 委 員 畑 委 員 田 原 教 育 長

3 欠席委員

なし

4 出席事務局職員

勝 間 教育次長 池 田 管理部長
宮 野 指導部長 橋 本 総務企画課長
中 島 教職員課長 森 学校教育課長
鈴 江 高校教育課長 阿 部 主 幹
廣 田 主 事 林 主 事

5 議事の概要

(1) 開会

委員長が開会を宣告

(2) 議席の指定

委員長から、岩田委員の再任に伴う議席の指定について提案があり、委員長及び委員長職務代理者を除き、委員の就任の早い順番にそれぞれ1番、2番、3番とし、教育長たる委員については就任時期にかかわらず最後とすることを全出席委員異議なくこれを承認し、1番・岩田委員、2番・大橋委員、3番・畑委員、4番・田原教育長との議席の指定があった。

(3) 前会議録の承認

ア 11月分1回の会議録について、全出席委員異議なく、これを承認した。

(4) 報告事項

ア 臨時代理議決の報告について

(ア)平成18年12月府議会定例会の議決を経るべき議案に対する意見について

【報告】

教育長から、平成18年12月府議会定例会に提出される教育委員会関係議案について知事から意見を求められた案件について、異議がないこととし、第28号議案として平成18年11月22日に臨時代理議決を行った旨の報告があった。

イ 教育基本法の施行について

【報告】

総務企画課長から、平成18年12月22日に公布・施行された教育基本法の全部改正の概要について報告があった。

【意見等】

委員から、教育基本法の改正により従来はなかった教育振興基本計画が策定されることとなり、教育に関する予算措置が安定するのではないかとの意見があり、委員長から、法律をどのように運用していくかが最も重要であり、国と地方公共団体の双方が教育の重要性を大きく打ち出し、しっかりと力を入れて欲しい旨の意見集約がなされた。

ウ 請願・陳情等の受理状況について

(ア) 憲法・教育基本法に基づき、経済的困難と格差の拡大から子どもと教育を守る要求書について

【報告】

指導部長から、要求書の概要について説明の後、府教育委員会では経済的理由により高等学校への修学を断念することの無いよう様々な施策を推進していること、従来の授業料減免制度では全額又は半額免除措置であったものを平成14年度から全額免除措置に一本化し、所得基準額を生活保護基準の約1.5倍に緩和したこと。また、同年度には高等学校等修学資金貸与制度を創設し、平成17年度に入学支度金制度、特別融資利子補給制度を創設するなどの充実を図ったこと。引き続き経済的に修学が困難な生徒がこれらの制度を利用できないことのないように市町村教育委員会や関係機関との連携を図るとともに、保護者への周知を徹底していきたい旨の報告があった。

【意見等】

委員から、授業料減免措置に関し実際には減免を希望しているものの何らかの理由により適用されない者が生じていないか、また、経済的に余裕があるような者が減免措置の適用を受けるような問題が生じていないかとの質問があった。指導部長から、希望者からの申請を受けて対応するものであり制度の周知不足がないよう徹底していきたいこと、所得に関しては申請の際に所得に関する審査を基準に照らして行っている旨の説明があった。委員から、本当に困った方が利用できるよう公平公正な運用をお願いしたい旨の意見があった。

エ まなび教育推進プラン及び子どもいきいきサポート推進プランについて

【報告】

指導部長から、まなび教育推進プランについては、確かな学力の向上に関して、これまで検討会議を5回開催し、教育委員会に中間案を報告したこと。その後、10月にパブリックコメントを実施し99名から意見が提出され、大多数はプランへの賛成や更なる施策の充実を期待するという内容であった旨の説明があり、具体的な意見の紹介の後、中間案からの修正事項について報告があった。また、子どもいきいきサポート推進プランについては、不登校児童生徒への総合的な対策に関して、これまで検討会議を5回開催し、まなび教育推進プランと同様に教育委員会に中間案を報告した後にパブリックコメントを実施したこと。パブリックコメントでは104名から意見が提出され、プランに賛成や期待をしているとの意見が大多数であった旨の説明があり、具体的な意見の紹介の後、中間案からの修正事項について報告があった。

【意見等】

委員から、京都式少人数教育で行っているように柔軟に現場の考えで実施できるという方法は非常に効率がよく、評価も高いものとなっていること。学力向上と不登校対策に関する基本計画に近いものであり、現場から要望されていることを政策化し、また今後の施策の方向性を定める内容であり、非常に有意義なものと考えることが必要であり、社会的な規範を身につけられるよう教育を進めていくことが重要なことである旨の意見があった。

(5) 議決事項

ア 第49号議案 木津川市の設置に伴う関係規則の整理に関する規則の制定について

【報 告】

教育長から、平成19年3月12日に相楽郡木津町、加茂町及び山城町の合併により木津川市が設置されることに伴い、関係規則について所要の改正を行う旨の説明があり、総務企画課長から改正概要について説明がなされた。

[原案どおり可決。]

イ 第50号議案 教科用図書採択地区を設定した告示の一部改正について

【報 告】

教育長から、平成19年3月12日に相楽郡木津町、加茂町及び山城町の合併により木津川市が設置されることに伴い、教科用図書採択地区のうち山城地区の構成都市の変更について所要の改正を行う旨の説明があり、学校教育課長から改正概要について説明がなされた。

[原案どおり可決。]

ウ 第51号議案 小学校教員の懲戒処分について 【非公開】

[原案どおり可決。]

(6) そ の 他

ア 公開しないこととする議決について

(京都府教育委員会会議規則第15条第1項第1号)

議決事項ウについて、全出席委員異議なく、公開しないこととすることに議決。

(7) 閉会

委員長が閉会を宣告

署 名

藤 田 委 員 長

冷 泉 委 員

岩 田 委 員

大 橋 委 員

畑 委 員

田 原 教 育 長

事 務 局 職 員